

退去案内通知書

本書類は、退去される当日までに、当社持参の室内立会いチェックリスト項目に基づいて確認する事項です。
室内の清掃・支払い・原状回復・設備等チェックは、必ず当日までに借主側負担部分のみ実施しておいてください。

1. 公共料金の支払い等

退去立会い日までに、電気、ガス、水道の閉栓手続きをしてください。

2. 家賃のお支払い等

家賃のお支払いにつきましては、通常通りに月末日までに翌月分の賃料をお支払いください。契約解約日以降の超過日割り分を退去精算時に返金させていただきます。

<家賃保証会社にご加入の方>

退去申請をされた後に当社にて家賃保証会社へ解約申請を致しますのでお客様からの解約申請は不要です。また保証会社より家賃のお引き落としをされていて退去の申請が遅れた場合、対象外の家賃（退去後の翌月分家賃）が自動引落されてしまいますのでご注意ください。その際は退去精算時に超過金としてご返金します。

<火災（家財保険）保険にご加入の方>

日新火災海上保険㈱にご加入のお客様は同封の解約申込書に返金口座と新転居先の住所をご記入の上、当社までご提出ください。
住宅保障共済会にご加入のお客様は直接、保険会社へ解約の連絡をしてください。インターネットからの解約申請も可能です。
みらい少額短期保険にご加入のお客様につきましても直接、保険会社へ解約の連絡をお願いいたします。インターネットからの解約も可能です。ご契約時にお控えとしてお渡ししてある加入内容証明書をお手元に解約の手続きをお願いいたします。
加入途中での解約は各保険会社規定の返戻計算表計算にて保険料の返金がされます。

3. 諸設備の取扱い説明書等

エアコン・冷蔵庫・給湯設備・ガス設備・電気設備等の付帯設備の使用説明書、保証書は、所定の場所へお返しくください。

4. 既存設備損傷の場合

既存設備損傷の場合は、原則修理費または取替え費用を全額ご負担願います。修理等は設備・機器機材により指定業者があり、当方にて指定する場合がありますのでご了承ください。

5. 鍵の返還

立会時点にて、鍵に関しては、玄関オートロック等の鍵の使用の場合を問わず、紛失・あるいはスペアキーでの返還の場合を含め鍵の交換費用をいただきます。

6. 立会点検

退去（明渡し）の日までに、室内の点検可能な日時をご連絡ください。室内の点検を借主様立会いの上、設備・備品等を確認いたします。

家具荷物等運び出した後の方が、室内のチェックがしやすく都合がよいのですが、電気等の照明がない場合は、最低でも午後4時までの立会設定をお願い致します。

7. 敷金、保証金の返還

退去後、敷金の清算は、未払い賃料・未払い公共料金・原状回復費用・残留物撤去費用等借主で負担していただくべきものを敷金、保証金より差し引かせていただき、退去後の指定口座へ振り込みます。

その他、ご退去についてご不明な点等ございましたら当社 株式会社レントリンクス までご連絡ください。